

堺市感染症予防計画（案）についての
ご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○第二章各論 第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項		
1	<p>ワクチン（予防接種）の接種場所に関し、障害当事者に対して、送迎や通いやすい場所の情報提供をお願いしたい。</p>	<p>市では、予防接種を実施する医療機関やその所在地について市ホームページ等で情報提供を行っています。</p> <p>予防接種の接種場所への送迎やご移動について、どのような手段がご利用しやすいかは個々のご状況やご事情により異なると考えられることから、ご相談に対して適切に対応できるよう、関係部局が連携します。</p>
2	<p>インバウンド需要を取り込んだ海外からのクルージング客船の寄港も徐々に再開されているようであるが、本市も港湾部に於ける感染の水際対策の独自策定は必要ないか。</p> <p>2025 年開催が予定されている大阪万博と2027 年に延期されたワールドマスターズゲームを控え海外からの観光客も増加が見込まれる。</p> <p>今回のコロナパンデミックの教訓を忘れることなく、堺市の感染予防体制を整備するとともに、国際港と国際空港を擁する大阪府と兵庫県の連携強化は言うをまたず、大阪万博とワールドマスターズゲーム開催をにらみ関西広域連合の枠組みでの取り組みの強化も必要ではないか。</p>	<p>海外との往来の再開や国際的なイベントの開催に伴い、感染症の輸入症例や輸入症例からの感染拡大も想定されるため、関係機関と連携します。</p>
3	<p>今後は動植物の感染症にも十二分の警戒と備えが必要ではないか。動物指導センター建て替えを急ぎ、また機能強化を求めたい。</p> <p>ワンちゃん、ネコちゃん等の治療機能施設は大学との機能分担も図られないか。</p> <p>また獣医師会との定期的な情報交換と情報共有、それを基にした市民啓発、情報発信も計画案に盛りこめられないものか。</p>	<p>本計画において、動物由来感染症への対応では感染症対策課と動物指導センター等が連携することとしています。</p> <p>また、動物由来感染症の予防及びまん延の防止のため必要な措置等が速やかに行えるよう、堺市医師会や堺市獣医師会をはじめとした医療関係団体等と情報交換を行うこと等により連携し、市民等に対して情報提供を行うこととしています。</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
○第二章 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項		
4	<p>新型コロナの対応を通じて課題になったことをふまえ、下記の具体的な支援を追加して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症化のリスクが高い障害者・高齢者の早期の入院調整を行う ・コロナ禍において、障害の重い患者が入院できなかった実情や、入院した障害者に対して人権侵害や不適切な介護が行なわれた実情等をふまえ、医療現場の障害者への理解促進に取り組む ・コミュニケーションが困難な障害者や、介護方法に特別な配慮が必要な障害者などの入院時における適切な療養環境の整備 ～国の通知にもとづき、感染対策を充分に行った上で、家族や支援者による面会や、重度訪問介護や入院時コミュニケーション支援事業などを活用した支援者の付添いなどにより、医療と患者の双方向のコミュニケーションをすすめ、患者が安心して療養できるようにする <p>また、必要な支援方法などの情報を病院と共有する</p>	<p>今後の新興感染症において適切な対応ができるよう、関係機関・関係部局と連携します。</p> <p>頂いたご意見については、新興感染症発生時の入院体制の確保に取り組む大阪府とも共有させていただきます。</p>
○第二章 第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項		
5	<p>新型コロナの対応を通じて課題になったことをふまえ、下記の具体的な支援を追加して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系の介護事業所への研修を強化し、感染症罹患者への支援継続を確保する 	<p>本計画において、市は、関係機関等と連携し、介護保険の居宅サービスの事業所等及び障害福祉サービスの訪問系サービス事業所等において、平時から、従事者に対する感染対策研修等が行われるよう努めることとしています。</p>
○第二章 第8 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項		
6	<p>新型コロナの対応を通じて課題になったことをふまえ、下記の具体的な支援を追加して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設開設時に、ヘルパーやグループホーム職員などの支援者つきで利用できるための方策をあらかじめ検討する 	<p>本計画において、市は、新興感染症の発生及びまん延時に大阪府が整備した宿泊施設や確保した移送体制、移送システムを踏まえ、保健所における感染症患者との療養場所の調整等、必要な対応を行うこととしており、大阪府と連携します。</p> <p>頂いたご意見については、大阪府とも共有させていただきます。</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
	○第二章 第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	
7	<p>「堺市感染症予防計画（案）」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所は、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、大阪府看護協会をはじめとする医療関係団体や感染対策向上加算の届出を行っている医療機関等と連携を強化し、研修・訓練等を必要とする地域の医療機関等に対する支援を行う。 ・市や大阪府看護協会をはじめとする医療関係団体、医療機関等は新型コロナ対応で培った感染対策のネットワークの継続に努める。とあります。 <p>この項目を実践するためにはより具体的な計画が必要であり、堺市全域に所在する医療機関等の施設において、感染対策に関する必要な助言や支援等を受けることのできる体制を整備し、地域における感染対策の向上に寄与するため、堺市感染対策支援ネットワークを構築することを提案します。</p> <p>新興感染症等のパンデミック発生などの緊急事態に迅速かつ適切な対応を行うため地域の医療機関でネットワークを構築し、日常的な協力関係を築いておくことが重要です。ネットワークを構築し、地域の医療機関同士が連携し、院内感染発生時にも各医療機関や福祉施設等が適切に対応できるよう相互に支援する体制の構築を堺市の取組として「堺市感染症予防計画」内に記載し、実現していただきたい。</p> <p>上記の提案内容を実行するための予算化と人員配置も併せてお願いします。</p>	<p>本計画において、研修・訓練等を必要とする地域の医療機関等に対する支援を行うことや、新型コロナ対応で培った感染対策ネットワークの継続に努めていくことを記載しています。</p> <p>これらの実施にあたっては、今回頂いた堺市感染対策支援ネットワークの構築のご提案や、医療関係団体、医療機関等の皆様のご意見・ご協力もいただきながら、取組を進めます。</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
○第二章 第13 その他感染症の予防の推進に関する事項		
8	<p>高齢者施設等の入居者も従業員も新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の陽性者になることがあった。対策として、今も定期的な検査を全従業員に行っているが、感染防止の観点から、有効であると実感するため、継続して行いたいと考えており、そのための予算を大阪府や堺市で取り付けていただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が5類感染症へ移行したことに伴い、国の方針に基づき発熱患者等に対する行政検査は終了しました。</p> <p>ただし、医療提供体制は令和6年4月までに幅広い医療機関による通常の対応に段階的に移行することとされたこと、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設等の従事者に対する集中的検査は令和6年3月までは行政検査として取り扱うことができるとの国の通知等を踏まえ、本市でも高齢者施設等の従事者に対する集中的検査を令和6年3月までの間、継続することとしました。</p> <p>高齢者施設等における感染対策の継続は重要と考えており、本市では保健師による感染対策の助言や感染制御等の支援を継続して実施します。</p> <p>頂いたご意見については、大阪府とも共有させていただきます。</p>
○計画全般に関する事項		
9	<p>新型コロナの対応を通じて課題になったことをふまえ、下記の具体的な支援を追加して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の感染症対策の検討体制に、障害当事者や福祉事業所などの参画をすすめる 	<p>本計画において、市は、新興感染症発生時には、高齢者施設等や障害者施設等に対し、発生早期から、大阪府や高齢者施設等や障害者施設等の関係団体と連携し、施設における感染・療養状況に係る情報の集約や分析に基づく感染対策等の周知を行い、必要に応じ、高齢者施設等や障害者施設等への支援体制を整備することとしています。</p>